

## 学校における不祥事根絶に向けて

千葉県教育委員会

### 学校における性暴力根絶のためにあなた自身ができることを考えましょう

これを読むあなたは児童生徒に性暴力をしていないでしょう。しかし、他人事だとして、読むのを止めないでください。あなたが受け持つ大切な児童生徒が人知れず今まさに性暴力に苦しんでいるかもしれません。同僚が道を踏み外しているかもしれません。性被害は明るみにならない数（暗数）が多く、あなたが知らないだけで今も身近で被害が起きているかもしれないのです。残念ながら、過去の例を振り返れば、現在1件の被害も起きていないとは誰も言い切れません。

令和4年4月、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行され、同意や暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等による児童生徒等に対するわいせつな行為等（児童生徒性暴力等）は全て法律違反となり、以下の千葉県教育委員会の懲戒処分の指針により免職等の厳重な処分が下されます。また、令和5年3月、性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げる刑法改正案が閣議決定され、同案の成立・施行後、16歳未満との性交等・わいせつな行為は同意があっても犯罪として厳罰に処されます。

同意の有無に関わらず、性暴力は心身に重大な悪影響を及ぼします。心身が未成熟な青少年は性的な事柄に適切な判断を下すことが困難であるため、周囲の大人、とりわけ教職員が導いていく必要があります。そのような責務を負った教職員による性暴力は決して許されることはありません。

学校における性暴力は決して他人事ではありません。1人でも多くの児童生徒を救うためにあなた自身ができることが何かあるはずです。

#### 青少年の保護の必要性

- ①同意の前提を欠いている
  - 心身の未成熟
  - 性的行為の意義を正しく理解できない
  - 正しい判断ができない
- ②心身に重大な悪影響を与える
  - トラウマ反応
  - 自責
- ③教師と児童生徒の場合は特に非難される
  - 対等な関係にない
  - 教え導いていく立場
  - 公教育に対する県民の信頼を裏切る

#### 懲戒処分の指針（抜粋）

千葉県教育委員会

#### 3 児童生徒に対する非違行為関係

##### (2) わいせつな行為等

ア 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、**免職**とする。

イ 児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、**停職**又は**減給**とする。ただし、性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、**免職**とする。

#### 5 その他の非違行為関係

##### (12) わいせつな行為等

イ 18歳未満の者に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をした職員は、**免職**又は**停職**とする。

